

～相談事例～

- こんな時、どうするの？
- 1 会社の代表が変わったら委託契約書は
 - 2 マニフェストの印字
 - 3 代表者等の変更時のマニフェストの記載



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

収集運搬業者ですが、会社の代表を変更した場合、委託契約書は契約し直したほうが良いですか。会社の住所等が変わったときはどうしたらいいですか。

(回答 1)

結論から申し上げます、廃棄物処理法に定めがありません。従いまして、当事者の間でお互い事実を認知していれば問題ないと思います。契約し直すというのも一つの方法ですが、再度作成すれば印紙が必要になります。また、覚書を交わし契約書に綴じこむ方法もあると思います。お互い話し合っ、書面で事実を確認しておくことをお奨めします。

(照会 2)

マニフェストを印字したが思ったほど廃棄物が排出せず、印字したマニフェストが残ってしまいました。印字した個所を二重線で消して、マニフェストを使ってよいですか。

(回答 2)

この場合も、廃棄物処理法に定めがありませんので、関係者間で共通認識を持ち、関係者の了解が得られれば、問題ないと思います。通常、マニフェストに記載した事項に誤記があり修正する場合には、二重線で消して、余白に書き直して利用していると思います。従いまして、二重線で消して余白に記入する場所があれば問題ないと思います。

(照会 3)

会社自体は変わらないが、名称、代表が変わった場合、どの時点からマニフェストに記載する名称、代表は変更すればよいですか。名称、代表が変わった時か、登記が終了した時か？対外的に変更が確定するのは登記後と思われるが、登記が終了するには2週間程度必要だと言われました。

(回答 3)

廃棄物処理法に、今回のケースについても記載はありません。名称、代表者が変わった時点で、マニフェストに記載する名称、代表者を記載すると良いと思います。その際、あらかじめ、名称、代表者が変わることを関係者に知らせることをお奨めします。あらかじめ知らせておかないと、いきなり名称、代表者が変わったマニフェスト受け取ることになりますので、トラブルになりかねません。関係者には、必ず事前にお知らせください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(6月1日現在、11件契約)

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認 (契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認 (適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認 (処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。